

新興革新企業 (JEI)

フランスでは、イノベーティブな企業の設立を促進するべく、新興革新企業 (JEI) に対して複数年にわたる税控除と社会保障負担軽減措置を設けている。2011 年には 620 社もの企業が新興革新企業 (JEI)¹ としてこれらの税優遇措置を受けている。

I- 新興革新企業 (JEI) の定義

新興革新企業 (JEI) の資格は、以下の 5 つの要件をすべて満たす企業に与えられる。

I.1- 中小企業であること

次の条件を満たす企業は中小企業と見なされる：

- ・従業員数 250 人未満
- ・年間売上が 5 千万ユーロ未満、あるいは総資産額が 4300 万ユーロ未満

I.2- 創立 8 年未満

創立 8 年目を迎えるまで新興革新企業 (JEI) の資格を持つことができる。

I.3- 研究開発事業の支出がある

研究開発費用が、控除対象経費の最低 15% に相当する額であること。この限度額評価で考慮される費用は、研究開発税額控除 (CIR)² を受ける権利が発生するための費用であり、主に：

- ・研究及び特許活動に充てられる資産の償却に割り当てられる予算額
- ・研究者及び研究技術者の報酬
- ・研究活動に関わる運営費
- ・委託研究費用

企業がこの基準を満たしていなくても、資本の 10% 以上が、学生、修士あるいは博士号取得後 5 年未満の者、または研究活動に従事する者により保有されている場合、新興革新企業 (JEI) 資格の対象となる。この場合、大学発ベンチャー企業 (JEU: Jeune entreprise universitaire) の性質を持つ。

I.4- 資本金の構成

自然人あるいは自然人が 50% 超の資本を持つ法人によって資本の 50% 超が保有されている

¹ 出典：2014 年 手段と方法

² 運営費は、研究開発税額控除 (CIR) においては見積額を考慮するが、JEI の場合は実際の額を考慮する。

I.5- 企業が行う事業活動は新しいものでなければならない

事業活動は実際に新しいものでなければならない、つまり、既存事業の統合、再編、拡張、あるいは停止していた既存事業の再開であってはならない。

企業合併にともなう事業、親会社と同じ事業活動を行う子会社設立、及び営業財産の買収は、原則として除外される。

企業創設者は税務当局に対し、事前通達書をもって、事業計画が新興革新企業(JEI)資格の対象となるかを確認することができる。当局から3か月以内に回答がない場合、暗黙の承諾と見なされる。

II- 新興革新企業(JEI)資格の利点

II.1- 法人税の控除

利益が発生した最初の営業年度について法人税(IS)が全額控除され、利益が発生した次の営業年度には50%控除される。

控除対象となる営業年度は連続しなくてもよい。

II.2- 地方税の控除

新興革新企業(JEI)は、7年間、地方経済拠出金および／または建物付地所の不動産税を控除される。ただし、この控除措置は、当該企業が位置する地方自治体の事前の審議に付される。

これらの控除額の上限は、3年間で20万ユーロ(EU規則による限度額)。

II.3- 研究開発税額控除(CIR)資格の取得

新興革新企業(JEI)の研究開発活動費用は、研究開発税額控除(CIR)の対象となる。新興革新企業(JEI)は、3年の期間を待たず、研究開発税額控除(CIR)の即時還付を受けられる³。

II.4- 社会保障雇用者負担の控除

法定最低賃金(SMIC)の4.5倍⁴に満たない研究活動従事者に支払われる報酬分は、社会保険、家族手当、生涯学習、補足退職年金及び失業手当の雇用者負担を全額控除される。

本控除額の上限は、2014年では1企業につき187,740ユーロである⁵。

³ 払戻申請は公的財務総局に提出する。

⁴ 2014年 月額6,504ユーロ

⁵ つまり2014年には6,504公/月。

III- 具体例

2014年1月1日、ある中小企業が新しい研究開発活動を開始した。資本金の40%は他企業、60%は自社による保有である。新興革新企業(JEI)については、地方経済拠出金(CET)と不動産税の7年間の控除措置を採択した自治体に属している。年収3万ユーロの従業員1名を雇用。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
売上(€)	110,000	90,000	150,000	145,000	100,000	200,000	112,000	220,000
控除対象経費(€)	100,000	105,000	120,000	130,000	90,000	180,000	100,000	190,000
うち研究開発費 ⁶ (€)	20,000	18,000	20,000	25,000	16,000	40,000	20,000	29,000
研究開発税額控除(CIR)額(€)	20,000	18,000	20,000	25,000	16,000	40,000	20,000	29,000
利益/赤字(€)	10,000	-15,000 ⁷	15,000 ⁸	15,000	10,000	20,000	12,000	30,000
法人税(IS)(€)	控除	-	2,500 ⁹	5,000	3,333	6,667	4,000	10,000
研究開発税額控除後の法人税(IS)(€)	-	-	0 ¹⁰	0 ¹¹	0 ¹²	0 ¹³	0 ¹⁴	1,300 ¹⁵
地方経済拠出金(CET)	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	要納付
不動産税	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	要納付

社会保障費の雇用者負担分軽減の他、従業員に支払う報酬については、競争力強化・雇用促進税額控除(CICE)を受けることができる。CICEの額は、SMICの2.5倍を下回る給与支払総額の6%、つまり上記の例では年間1800ユーロ(30,000ユーロ×6%)。

注意: 本書は、情報提供のみを目的として配布されており、専門家の助言にとって代わるものではありません。上記の情報は網羅的ではなく、省略や誤りが含まれていても対仏投資庁は責任を負いません。本書は、あらゆる適切な情報とこの注意書きが伴ったものとして頒布されます。

⁶ 2014年～2021年の期間全体で、企業の研究開発費用は同企業の控除対象負担額の15%を超える。

⁷ 赤字15,000€は次年度に繰り越すことができる。

⁸ 150,000 - 120,000 - 15,000 (2015年の赤字) = 15,000

⁹ 15,000 / 2 × 33,33% (50%課税された利益)

¹⁰ 企業は法人税(IS)について純額の研究開発税額控除(CIR)3,500€が受けられる(2,500 - 6,000)。

¹¹ 企業は法人税(IS)について純額の研究開発税額控除(CIR)2,500€が受けられる(5,000 - 7,500)。

¹² 企業は法人税(IS)について純額の研究開発税額控除(CIR)3,133€が受けられる(1,667 - 4,800)。

¹³ 企業は法人税(IS)について純額の研究開発税額控除(CIR)5,333€が受けられる(6,667 - 12,000)。

¹⁴ 企業は法人税(IS)について純額の研究開発税額控除(CIR)8,000€が受けられる(4,000 - 12,000)。

¹⁵ 10,000 - 8,700